

平成 16 年 5 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
長洲都市計画道路 3・2・1号長洲玉名線及び3・6・13号新山海岸線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
長洲玉名線
長洲町大字長洲字新山、字上一丁目、字上二丁目、字上六丁目、字下一丁目、字新港、字下原、字下三丁目、字下四丁目、字中塩屋、字内浜、字上外浜、字下ノ割の各一部
同町大字清源寺字中道下、字部都、字川西、字外浜、字塘下、字塘添、字遠見下、字前浜、字東牟田の各一部
同町大字赤腹字堀越、字塘下の各一部
岱明町大字扇崎字中外牟田、字東外牟田の各一部
同町大字鍋字外牟田、字村下一ノ割、字村下二ノ割、字巽田の各一部
同町大字浜田字八反割、字塘添、字六ノ割、字四ノ割、字三ノ割、字二ノ割、字一ノ割の各一部
同町大字高道字新一ノ割、字新二ノ割、字新三ノ割、字新四ノ割、字新五ノ割、字古八ノ割、字古七ノ割、字中島ノ下、古二ノ割、古一ノ割の各一部
新山海岸線
長洲町大字長洲字新山の一部
- 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第 519 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成 16 年 5 月 17 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。
平成 16 年 5 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	荒尾長洲線	荒尾市大字府本字東権現山 493 番 1 地先から 荒尾市大字権字裏毘沙門 856 番 1 地先まで	565.0	単幹道

2 供用開始する期日 平成 16 年 5 月 17 日

公 告

熊本県公告第 425 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨公告する。
平成 16 年 5 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	新田地区	平成 9 年 12 月 1 日	平成 16 年 3 月 31 日	熊本県

熊本県公告第 426 号

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。
平成 16 年 5 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験の日時及び場所
(1) 日時 平成 16 年 7 月 24 日 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
(2) 場所 熊本県立大学 熊本市月出三丁目 1-100
- 2 試験の種類
試験は、次の種類に分けて実施し、そのうち 1 種類を選択するものとする。